

仕様書

1. 業務名

和泉市総合情報発信等委託業務（以下、「本業務」という。）

2. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 目的

和泉市が持つ魅力や地域資源を効果的に情報発信することにより、「和泉シティプロモーション戦略」に掲げる「選ばれる都市になり、持続的にまちを発展させる」という目標を達成するための事業等の提案を求めるとともに、提案事業等について、その成果を的確に検証できる業務委託事業者を求めるものである。

4. 業務内容

受託者は以下の点を踏まえて事業提案をすること。

（1）PR冊子の作成

①概要

本市のPR冊子の企画、文章作成、編集、校正、印刷製本等、冊子の作成に係る業務一式を行うものとする。

本市は都市性(利便性)と郊外性(自然環境)をあわせもち、「ゆとりある生活空間」が形成されている等、バランスのとれた生活環境がアピールポイントとなっている。

メインターゲットを「20代後半から30代の子育て世帯（今後子育てを予定している世帯を含む）で、将来的な居住地を探している世帯」とし、冊子を見た人が、居住地を決定する際の漠然とした不安や、住環境、子どもの教育環境等の疑問を解決でき、本市に居住したくなるようなPR冊子の作成をすること。

なお、作成した冊子は市内の各施設や市内外の民間企業（住宅展示場やショッピングセンター等を想定）で配布し、データはホームページや（2）で示すInstagram等の各種SNSで広報することを想定している。

②冊子の構成など

- ・上記①で示すメインターゲットを想起したデザインとすること。
- ・文章中心ではなく、イラストや写真を多用したわかりやすい紙面構成とすること。
- ・数値やデータを用いる場合は客観的な根拠に基づくこと。
- ・掲載内容・ページ割り等については委託者と協議の上決定すること。

③冊子の仕様

サイズ・色	B5・フルカラー
ページ数	8ページ程度（表紙、裏表紙含む）
用紙	委託者と協議の上決定すること。
加工	化粧裁断・中綴じ

作成部数	1,000部以上
データ	AI及びPDFデータ ※納品の方法は委託者と協議の上決定すること。
その他	校正回数や納品日等は委託者と協議の上決定すること。 成果物（紙媒体）にはコストを表記すること。

(2) インスタグラムアカウントの運用（保守・運用）

本市では現在ふるさと元気寄附（ふるさと納税）専用アカウント「【公式】大阪府和泉市ふるさと納税 (@furusato_izumi)」を運用している。ふるさと元気寄附は地方自治体の重要な財源であることから、本市は令和6年度におけるふるさと元気寄附の寄附額目標を12億円としている。

数ある自治体の中で本市を認知してもらうこと、フォロワーと継続的な交流をすることで本市のファンを増やし、寄附に繋げることを目的としてアカウント運用をしていることから、本趣旨に沿ったアカウント運用に努めること。また、更なるフォロワー獲得及びフォロー解除防止に努めるための新たな企画を提案・実施すること。なお、本アカウントは現在ふるさと元気寄附専用のアカウントとなっているが、今後はふるさと元気寄附の返礼品紹介に加え、他市町村からの移住者や定住者を想定した本市の情報（制度、おすすめスポット等）についても随時紹介することを想定しているが、その投稿内容や頻度については委託者と協議の上決定すること。

▼投稿内容

- ・本市の支援制度等の紹介（移住者向け）
- ・本市おすすめスポット、サービス等の紹介（定住者向け）
- ・ふるさと納税返礼品紹介（寄附者向け）

▼投稿の作成等

- ・投稿スケジュールを作成し、委託者に提出すること。
- ・投稿内容は季節やイベントなどの時季に応じたものにする等、工夫をすること。
- ・文章には、拡散やフォロワーの増加に効果的な「#（ハッシュタグ）」を用いるとともに、写真が検索しやすいような工夫をすること。
- ・リポストについては、投稿者への許可を得た上で実施すること。
- ・投稿内容については事前に委託者の了解を得ること。
※ストーリーズ投稿及びコメント、いいねについては例外とするが、内容は公序良俗に反しないものとし、閲覧者より批判されることのないものにする
- ・投稿内容については公序良俗に反しないものとし、閲覧者より批判されることのないものにする

▼投稿の回数

フィード投稿	週2回程度
ストーリーズ投稿	週4回程度
リール動画投稿	月1回程度

※コメントやいいねへの対応は随時実施すること

▼新たな企画提案の例

- ・フォロワー限定キャンペーン

- ・インフルエンサーと連携したプロモーション

【参考】

▼関連のある市事業・施設の例< (1) (2) 共通>

- ・和泉市結婚新生活支援補助制度
- ・和泉市南部地域等移住定住支援補助制度
- ・こども医療費助成
- ・いずみ希望塾
- ・施設一体型義務教育学校（槇尾学園（令和7年4月開校予定））
- ・道の駅いずみ山愛の里 等

▼寄附額実績

令和3年度	約8.6億円
令和4年度	約6.7億円
令和5年度	約9.05億円

上記（2）の提案事業の成果検証については事業者自ら基準を設定すること。

5. 成果品及び業務完了報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく、企画提案書をもとに具体的な業務内容及び業務スケジュールについて、委託者と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成し、委託者へ提出すること。
- ・受託者は、本業務履行により発生した映像や画像等の資料を含む成果品を提出すること。なお、納入方法等の具体的なことについては、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・受託者は、本業務完了後、実施内容を「業務完了報告書」として取りまとめ、完了報告書を保存したメディア（DVD等）を一式提出し、委託者の検査を受けること。また、完了報告書には、業務ごとに効果及び業務実績のわかる資料を添付すること。なお、合格と認められない場合は、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用は、受託者の負担とする。
- ・委託者は、必要がある場合は、受託者に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

6. 業務委託料の支払い

完了報告書等提出後、委託者による検査に合格後の完了払いとする。ただし、合格と認められない場合はこの限りではない。

7. 個人情報保護対策

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

8. 権利の帰属および著作権

本業務より制作された成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、全て委託者に帰属するとともに、本契約終了後においても委託者が自由に無償で使用できる

ものとする。また受託者は、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

既存の映像・画像・写真・楽曲等を使用する場合は、原則、オリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権等の問題が発生しないようにし、著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。なお、成果品は、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権等の処理を済ませたもので、所有権は全て委託者に帰属するものとする。

9. その他業務上の要件

- ・実施体制として総括責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- ・打ち合わせ及び各種会議に使用する資料（会議録含む）は、委託者が求めるものを受託者が作成すること。
- ・委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。また進捗状況に遅れが生じる場合には、委託者に対して速やかに報告するとともに対応策を示すこと。
- ・各事業の進捗状況について、定期的に委託者に報告するとともに不測の事態等により遅れが生じる場合は、すみやかに委託者にその対応策についても提出するものとする。
- ・その他、本仕様書等の記載がない事項等や疑義が発生した場合は、委託者と受託者が協議して対応すること。